

滋 税 第 2 5 8 号
令和元年(2019年) 7 月 1 日

滋賀県税制審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造

法人県民税法人税割の税率の特例および中小法人等に対する不均一課税について（諮問）

滋賀県税条例（昭和 25 年滋賀県条例第 55 号）付則第 15 条に規定する法人県民税法人税割の税率の特例（超過課税）および同条例付則第 16 条に規定する中小法人等に対する不均一課税（以下「法人税割超過課税等」といいます。）については、令和 3 年 1 月 31 日に適用期限が到来しますので、同年 2 月 1 日以降の法人税割超過課税等について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- (1) 法人税割超過課税等の評価について
- (2) 法人税割超過課税等の税率、適用条件および適用期間について